

# Front Line

Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

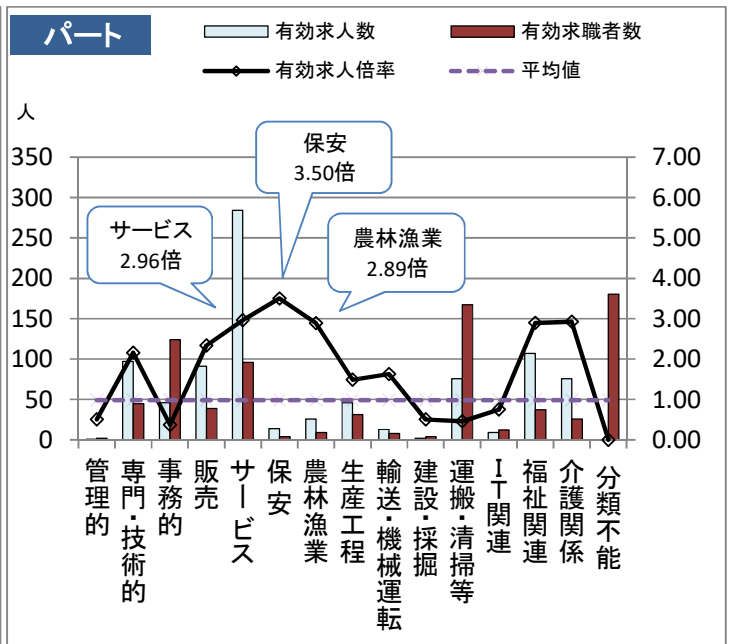
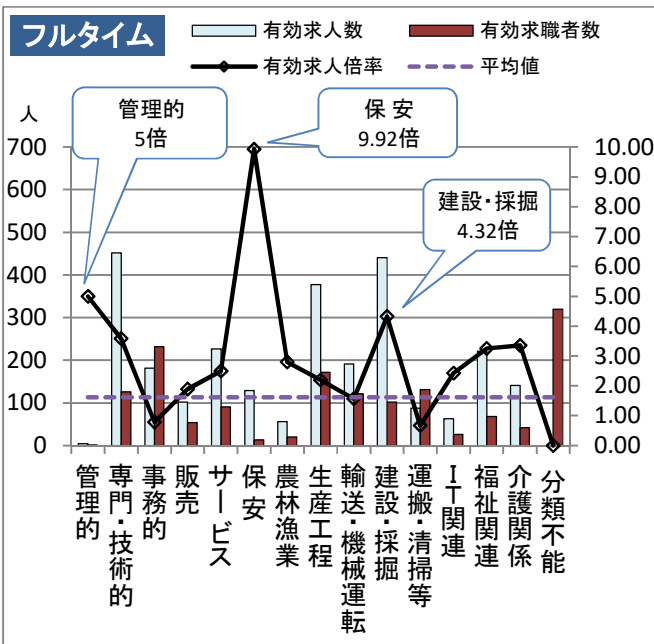
**ハローワークは正社員の雇用を推進しています**

「人材確保のしやすさ」と「定着の良さ」は正社員雇用を推進している企業が期待し、実感している大きなメリットです。人材基盤の強化を図るためにも、正社員雇用をご検討ください。

**<最新の雇用失業情勢データ> 令和5年10月分**

有効求人倍率 相双地区 1.47倍 (前月比 +0.05 ポイント)

(新規求人倍率 相双地区 2.32倍 (前月比 -0.07 ポイント))

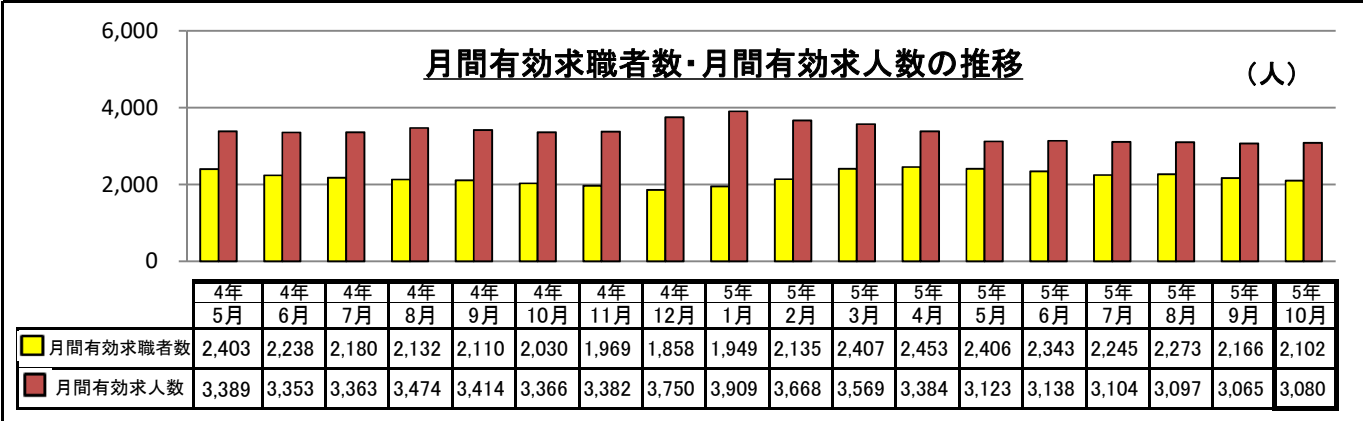
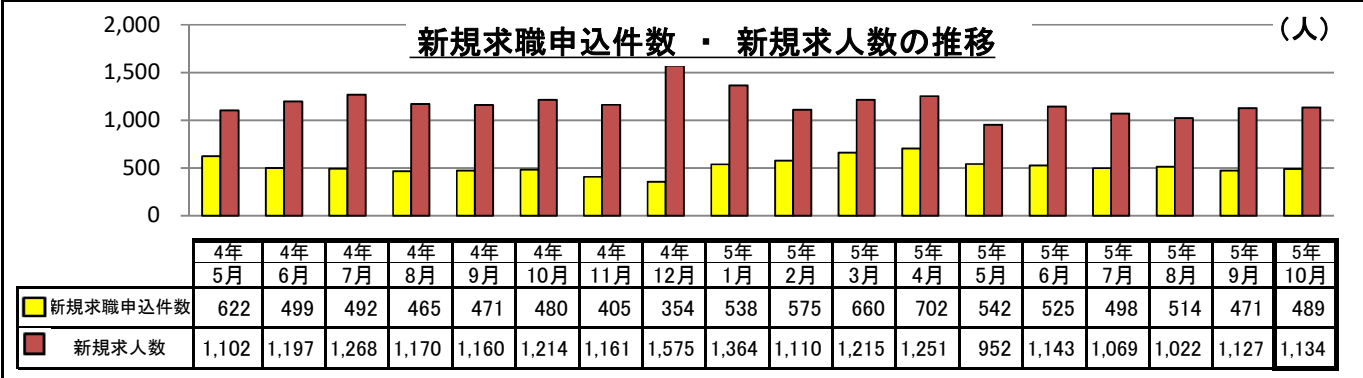


**職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート (臨時求人を除く)**

職業	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人平均賃金【千円】	新規求職希望賃金【千円】	新規求人平均賃金【十円】	新規求職希望賃金【十円】	フルタイム【人】	パートタイム【人】	フルタイム【人】	パートタイム【人】	フルタイム	パートタイム
職業計	232	204	108	96	2,251	696	1,383	709	1.63	0.98
A 管理的	214	0	0	0	5	1	1	2	5.00	0.50
B 専門・技術的	264	217	133	111	452	97	126	45	3.59	2.16
建築・土木技術者	290	275	0	0	169	6	16	1	10.56	6.00
看護師等	229	202	130	123	74	28	24	11	3.08	2.55
C 事務的	199	185	112	95	182	46	232	124	0.78	0.37
D 販売	239	198	94	96	102	91	54	39	1.89	2.33
商品販売	196	198	94	95	50	85	35	37	1.43	2.30
営業	265	0	0	100	51	3	19	2	2.68	1.50
E サービス	206	177	108	94	227	284	91	96	2.49	2.96
飲食物調理	210	168	100	91	43	61	28	34	1.54	1.79
接客・給仕	230	145	123	98	34	98	16	19	2.13	5.16
F 保安	209	193	0	110	129	14	13	4	9.92	3.50
G 農林漁業	213	200	98	90	56	26	20	9	2.80	2.89
H 生産工程	209	196	102	92	377	46	172	31	2.19	1.48
I 輸送・機械運転	253	240	107	95	192	13	122	8	1.57	1.63
自動車運転等	251	248	107	95	111	13	81	4	1.37	3.25
建設機械運転等	266	229	0	0	77	0	36	3	2.14	0.00
J 建設・採掘	261	244	108	100	441	2	102	4	4.32	0.50
K 運搬・清掃・包装等	199	199	98	93	88	76	131	167	0.67	0.46
(IT関連)	242	233	113	0	63	9	26	12	2.42	0.75
(福祉関連)	204	186	114	103	221	107	68	37	3.25	2.89
(うち介護関係)	188	177	108	94	141	76	42	26	3.36	2.92
分類不能	0	195	0	96	0	0	319	180	0.00	0.00

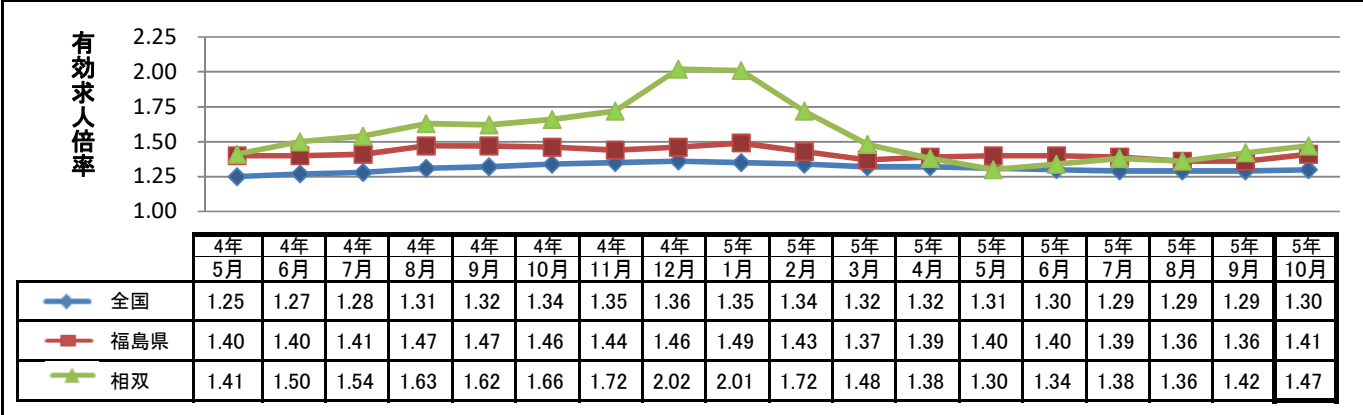
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれている。

## 管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

## 全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



### ＜最新の雇用失業情勢データ＞

令和 5 年 10 月分

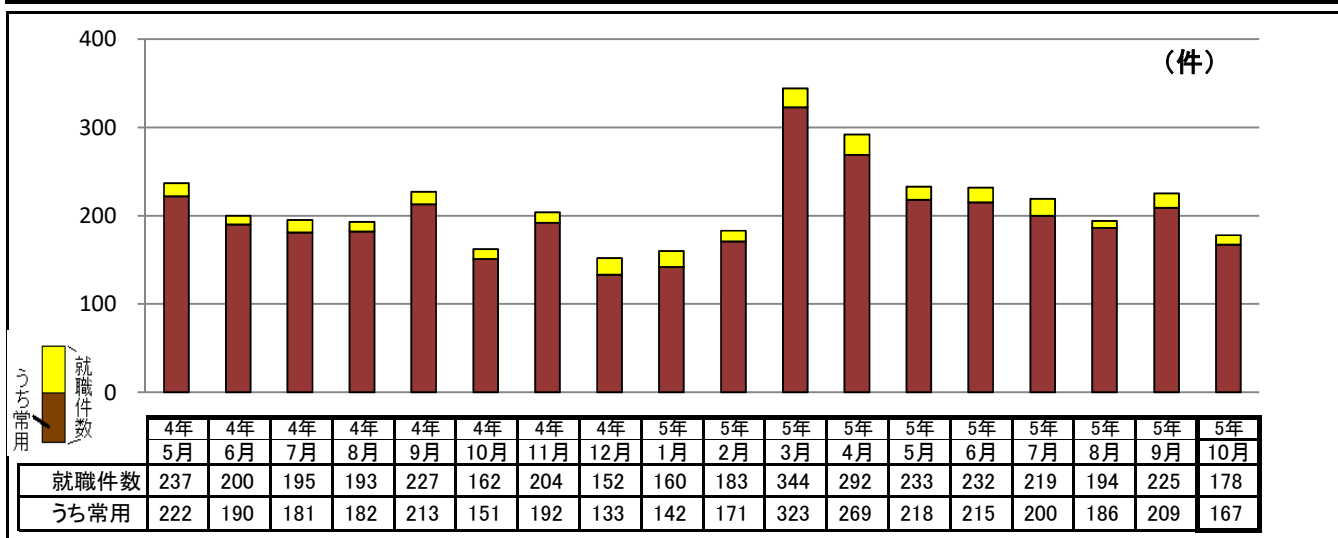
<b>有効求人倍率</b>	<b>相双地区</b>	<b>1.47 倍</b>	<b>(前月比 +0.05 ポイント)</b>
	<b>全国</b>	<b>1.30 倍</b>	<b>(前月比 +0.01 ポイント)</b>
	<b>福島県</b>	<b>1.41 倍</b>	<b>(前月比 +0.05 ポイント)</b>

(注) 全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表) 季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

<b>完全失業率</b>	<b>全国</b>	<b>2.5 %</b>	<b>(前月比 -0.1 ポイント)</b>
<b>完全失業者数</b>	<b>全国</b>	<b>175 万人</b>	<b>(前月比 -7 万人)</b>

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

## 管内の月別就職件数の推移



## 年代別有効求職者分布状況

年齢	有効 常用求職者数 (パートを含む 常用のみ)						対前月比
	当月			前月			
	当月 #####	前年同月 #####	対前年同月 増 減	当月 R05年9月	前年同月 R04年9月	対前年同月 増 減	
合計	2,092人	2,024人	68人	2,155人	2,101人	54人	▲ 63人
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%		
～ 19歳	16人 0.8%	24人 1.2%	▲ 8人 ▲ 33.3%	13人 0.6%	21人 1.0%	▲ 8人 ▲ 38.1%	3人 23.1%
20 ～ 29歳	329人 15.7%	310人 15.3%	19人 6.1%	340人 15.8%	318人 15.1%	22人 6.9%	▲ 11人 ▲ 3.2%
30 ～ 39歳	316人 15.1%	326人 16.1%	▲ 10人 ▲ 3.1%	343人 15.9%	343人 16.3%	0人 0.0%	▲ 27人 ▲ 7.9%
40 ～ 49歳	420人 20.1%	393人 19.4%	27人 6.9%	419人 19.4%	402人 19.1%	17人 4.2%	1人 0.2%
50 ～ 59歳	479人 22.9%	457人 22.6%	22人 4.8%	489人 22.7%	477人 22.7%	12人 2.5%	▲ 10人 ▲ 2.0%
60歳 ～	532人 25.4%	514人 25.4%	18人 3.5%	551人 25.6%	540人 25.7%	11人 2.0%	▲ 19人 ▲ 3.4%

(紹介月報(様式7号))

## 管内の雇用保険業務取扱状況 令和5年10月分

	計	男	女
適用事業所数	3,076	-	-
被保険者数	36,592	23,603	12,989
資格取得者数	474	307	167
資格喪失者数	951	468	483
受給資格決定件数	124	71	53
受給者実人員	489	236	253
支給金額(千円)	61,723	32,716	29,007
再就職手当支給人員	41	26	15
再就職手当支給金額(千円)	20,002	14,980	5,021



マスコットキャラクター  
「ワークス」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。  
このため本月計とは一致しないことがあります。

年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様への  
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法  
キャラクター「ハゆう」ちゃん

## 「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	<b>1年目</b> <b>20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目</b> <b>20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

## キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	社会保険加入														
キャリアアップ計画書															

★ 給与・手当の支給  
★ 第1期支給対象期  
★ 第2期支給対象期

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請することが必要です。

(※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画を提出してください。